

「介護サービス情報の公表」制度の施行について」の一部改正について

(概要)

「有料老人ホーム」の公表対象への追加

- 有料老人ホームに関する情報については、これまで、各都道府県等において、それぞれの方法による情報の公表を行っていたところ、今般、全国の有料老人ホームの検索や詳細な情報の確認が容易となるよう、生活関連情報に有料老人ホームに関する情報を掲載・検索できる機能を追加したため、積極的に本システムを活用した情報の公表をお願いしたい旨記載したものとなる。

介護サービス事業所情報のオープンデータの公表

- 官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）において、国及び地方公共団体はオープンデータに取り組むことが義務付けられた。オープンデータへの取組により、国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化、行政の高度化・効率化等が期待されている。
- 法の趣旨を踏まえ、介護サービス情報公表システムに収載している介護サービス事業所情報のオープンデータ（csv 形式）を厚生労働省ホームページで公表することとし、都道府県等に留意いただきたいことを記載したものである。

地域包括支援センター等の情報公表における都道府県の関わり

- 地域包括支援センター、生活支援等に関する情報、認知症相談窓口の情報の公表は、市町村が行うものであるが、都道府県の関わり方が不明確であったため、市町村 ID の適切な管理や関係部局との連携について記載したものである。

処分・指導に関する情報の公表項目への追加

- 処分については、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第76条の2第4項及び第78条において公示することとされており、また、行政指導のうち勧告については、法第76条の2第2項において当該勧告に従わなかった場合に公表することができることとされている。
- これらの情報については、利用者等による介護サービス事業所の選択に資するため、広く情報発信していくことが必要であるところ、効率的・効果的に公表を行う観点から、介護サービス情報公表システムを活用できるよう、システム上でこれらの情報を公表するための機能を実装しているところである。
- 具体的には、「処分」及び「行政指導（勧告を含む）」に関して公表項目を設けており、その公表の可否や公表項目の設定方法・内容については、各都道府県等の判断によるものとなるが、以下の点について留意されたい。
 - ①「処分」について
 - ・介護保険法に基づく公示を行う際は、各都道府県等における従来の方法による公示に加え、情報公表システムを積極的に活用いただきたい。
 - ②「行政指導」たる勧告に従わなかった場合について
 - ・介護保険法に基づく公表を行う際は、各都道府県等における従来の方法による公表に加え、情報公表システムを積極的に活用いただきたい。
 - ③その他の「行政指導」（勧告に従った場合を含む）について
 - ・既に当該情報を公表している自治体もあることなどを踏まえ、公表する場合には当該システムも活用いただきたい。

（参考）公表項目の例

処分が行われた日	
当該処分の内容	
当該処分に対する事業所の取組状況	
行政指導（勧告を含む。以下同じ。）が行われた日	
当該行政指導の内容	
当該行政指導に対する事業所の取組状況	

※都道府県等ごとに独自の項目を設けることも可能。